

## 学校教育へ普及・啓発するための取組資料

平成 22 年 3 月 5 日（初版）

平成 24 年 6 月 8 日（再版）

財団法人日本ボールルームダンス連盟  
学校学習創造支援プロジェクト委員会

「学校教育へボールルームダンスの普及・啓発のための支局の取組について」

### 【再確認事項】

学校学習創造支援にあたっては、以下のⅠ・Ⅱを再度確認していただくことが必要と考えております。

#### Ⅰ. 学校学習創造支援プロジェクトの発足

平成 13 年 9 月に「21 世紀におけるボールルームダンス文化の構築と振興のあり方について」（答申）の方針を受けて、平成 14 年から学校学習にボールルームダンスが採り上げられるように積極的な活動を推進するために、JBDF 組織の中にボールルームダンスの授業化のあり方について研究・開発するための学校学習創造支援プロジェクト委員会を発足させ、その普及・振興に取り組んでおります。

##### （1）答申内容について

#### 【答申より抜粋】

学校学習におけるボールルームダンスの明確な位置づけと改善

ボールルームダンスは成熟社会において求められる人間の育成に資することから、その基礎的な学習は学校学習のなかで重視することが望まれる。また、その学習指導等においては、関係者の積極的な支援と活用が行えるようなシステムの構築が求められる。

ボールルームダンスがもつ文化的意義、そして、成熟社会において求められる人間の育成を考えると、ボールルームダンスの基礎的な学習を学校学習において重視し、より明確に位置づけることが望まれる。なぜなら、これからの学校学習には、仕事に資する能力開発にとどまらず、人間的成熟につながる“生きる力”を育むこととともに、暮らしのなかで文化を享受する能力を開発することが求められるからである。

とりわけ、グローバリゼーションが叫ばれ、市民レベルでの相互理解と相互尊重のための国際化教育や、人間的関わりについての学習がきわめて

重要なものとなっている現在、万人に開かれた文化であり、コミュニケーションと表現のメディアとして人間的交流の能力を育むボールルームダンスは、学校学習において十分に尊重されねばならない。

したがって、小・中・高の体育科授業においてはもちろんのこと、学校行事や課外活動などにおいても、ボールルームダンスの基礎的な学習を積極的に採りあげ、推進していくことが望まれる。そして、学習内容や指導方法の開発、実践などは担当教師のみが担うのではなく、その要請に応じて、ボールルームダンス関係者の積極的な支援と活用が望まれ、それを可能にするシステムの構築が求められる。

## Ⅱ. 支局内における学校学習創造支援プロジェクト担当部署の設置と担当責任者の選任及び内容等について

### (1) 支局の役割

各支局は、学校学習創造支援プロジェクト委員会（本部）と連携し、学校へのボールルームダンスの普及・振興に努める。

### (2) 担当部署の位置づけの明確化

支局内に学校学習創造支援プロジェクト担当部署を明確に位置づけるとともに担当責任者についても支局内の役員及び会員等に周知する。

### (3) 担当責任者の選任

学校学習にボールルームダンスの普及・振興にプロ、アマの区別を問わず学校現場に理解があり更に学校学習に強い関心を持つ方とします。なお、任期は3年とし再任は妨げません。支局の担当責任者として活動していただける方1名を選任していただくようお願いします。

また、担当責任者をはじめとして普及・振興に携わる方々はボランティアとして活動していただくことになることをご理解くださるようお願いします。

### (4) 主な取り組み内容

支局の担当責任者は下記の内容について、本部の学校学習創造支援プロジェクト委員会との連絡・相談・調整を図りながら取り組んでいただくこととします。

- ① 県内の小・中・高等学校の正課の授業及び部活動等への普及。
- ② 県内の都道府県・市町村教育委員会及び学校との連携。
- ③ 県内の指導者の養成及び指導者の派遣。
- ④ 県内の学校教員対象の講習会の開催。
- ⑤ 県内の小・中・高等学校の取り組み状況等の調査・研究。
- ⑥ その他県内の学校学習創造支援に関すること。

#### (5) 活動等の経費

各支局の学校学習創造支援プロジェクト担当責任者等の活動等に関する経費は支局負担とする。なお、支局が開催する学校学習創造支援関係の講習会等の参加費および会場使用料等の経費を参加者から徴収することは差し支えありません。

### Ⅲ. 学校学習の授業に於けるボールルームダンスについて

JBDF 学校学習創造支援プロジェクト委員会委員長 松村有希子先生

(レジュメ)

#### 1. 学校学習創造支援プロジェクト委員会の経過について

文部科学省の許可団体として財団法人日本ボールルームダンス連盟 (JBDF) が発足したのが平成4年、そしてそのJBDFがダンス文化を担う団体として「風俗営業」の枠から撤廃されたのが平成10年です。

この様にダンス文化が社会的に認知されたとき、私達ダンス人はこのダンス文化を一人でも多くの人たちに普及していかなければならない使命がある様に考えられます。

私たちに出来るダンス文化の普及活動とは何かを考えた時、大きく分けて次の二つの方向が考えられます。

##### (1) ダンス界内部に向けて

- ①競技ダンスの技術的な向上及び発展→競技会の運営・競技選手の育成、
- ②全国に在住するダンス愛好者・サークル等の技術の向上やその活動を支援する→地域指導員の養成及びその活動の指導
- ③学校学習への普及→裾野を拡げるための新たな意識の変革と向上と10年、20年先を見据えた活動の展開

##### (2) ダンス界外部に向けて

- ①地域社会の中における生活文化としてのダンスの普及活動  
→人々の高齢化に伴う生涯スポーツとしてのダンスの普及
- ②子どもの時からダンスに親しむ環境を整える  
→学校教育の中にダンス授業の導入。

こんな折、全国体育学習研究会 (全体研) の会長の佐伯年詩雄先生 (筑波大学名誉教授・現日本ウェルネススポーツ大学教授・JBDF 学識理事) が「学校教育の中にダンスを」と言うことに関心をもたれた訳です。そしてその佐伯先生のお力を添えのもと、平成14年にJBDFの中に「学校体育学習支援プロジェクト」がその第一歩として発足、翌15年に現在の「学校学習創造支援プロジェクト」と改名し、以来現在までの10年間その活動は続けております。

## 2. 学校教育におけるボールルームダンスの必要性とその実態

ボールルームダンスが持つ様々な文化は、子ども達が成長し「社会人」「国際人」となった時に、役に立つものが沢山含まれていることはすでにご存知のことと思います。

しかし、現在の学校における授業の実態は、ダンスを含む体育の授業時間は、年間約百時間前後です。そして実際にダンスの授業に使える時間は年間 10 時間前後のようです。そのうえ、その体育のダンス授業の中で行われているダンスと名のつく項目には「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」であって「ボールルームダンス」は示されていませんが、この 10 時間前後の授業時間の中に「ボールルームダンス」が採用されていくということは、ダンス文化が日本の国に浸透していく為にとっても大切なことだと思います。

風俗営業から撤廃され、ボールルームダンスが文化として国から認められた今、「私達は私達が誇るボールルームダンスを学校の体育授業の引き出しの中に是非とも入れたい」これが私達の長年の願いでした。

こんな折、私達ダンス人にとっての明るいニュースとして、文部科学省の新学習指導要領では、平成 24 年春から中学校の保健体育の授業に「ダンスと武道」が男女ともに必修となり「現代的なリズムのダンス」中に位置付けてボールルームダンスの指導が可能になりました。

そして、更に平成 21 年 4 月、私たちダンス人にとって最も素晴らしいニュースがありました。

それは、文部科学大臣より JBDF に対して「**教員免許状更新講習**」を開設できる者の認定を受ける事が出来たことです。これはボールルームダンスが誰に遠慮することなく教育の場に入れる事を意味する事だと思います。そして、ボールルームダンスに興味のない学校の先生方にも、ボールルームダンスを知っていただける大きなチャンスでもあるのです。

このように社会の目がボールルームダンスに向けられ、ボールルームダンス文化が世間の人々に深く浸透しようとしている時、私達ダンス人は一人でも多くの子ども達にボールルームダンスの授業を体験し、ダンスの持つ教育的特性が子ども達に浸透するように、少しでも多くの学校の先生方の手助けをして「**学校の授業にボールルームダンスを！**」を現実のものとしたく、プロジェクト委員一同活動に励んでおります。

## 3. ボールルームダンスの教育的特性

ボールルームダンスには「音楽（リズム）と運動（ダンス）」特性の習得のほかに、他のダンスにはない「**ペアーで踊るダンス**」のために生れ

る共同作業があります。

そのほか、ボールルームダンスの授業には**運動をすることによる身体的な満足感・リズムに乗ることによる音楽的な充実感・ペアーでダンスを作りあげる時の言葉のコミュニケーションの楽しさ・パートナー・フォロアーとしてのペアーでダンスをすることにより人と人が手を握り合うことによる触れ合いの人間的な情感等々の体験し学べるもの**が沢山あります。最小限度の社会生活でもある「ペアー」という共同作業を行うことにより、子ども達は**共同制作の楽しさ**を学び、それに必要な**協調性を覚え、お互いのコミュニケーションを経験**することができ、そして、それらには子ども達がやがて社会人になった時に多いに役に立つことが想像されます。全てが機械化され、コンピュータ化され、そして人間の心が砂漠化されつつある現代社会の中で、また、人と人が向かい合っ  
て会話し、握手し合うチャンスも失われつつある現代生活の中で、ボールルームダンスが人々の心の中のオアシスとして、それを学ぶ子ども達に素晴らしい人間としての土壌を与えることができるなど、ボールルームダンスが子ども達の人間性の成長に役に立つ面が多々あると言えます。

ここに、佐伯先生による「**ボールルームダンスと学習のメリットとは**」の講義の一部分を紹介いたします。

- 「(1) 人間は、人と人とが皆が仲良くなることが理想である。
- (2) だが、人間は好きな人があると同時に、嫌いな人もある。
- (3) しかし、人間はそれら全ての人と、お互いを尊重しあいながらその係わり合うことを学ばなければならない。この人間としての最も重要な**人と人との係わり合いを学ぶ為の最も素晴らしい教材として、ボールルームダンスが考えられるのである。**」

私達ダンス人はこの佐伯先生のお考えの中に、学ばなければならないことが沢山あるように思うと同時にこの理論を念頭に学校教育のボールルームダンスの授業に役立てたいと思います。

#### 4. 学校学習支援プロジェクトの講習あるいは授業の取り組み方

- (1) 学校の先生方にボールルームダンスの授業をより多く採り上げていただくことは、私達のボールルームダンスの裾野が広がり、ボールルームダンス文化の普及に役立つことと考えてください。
- (2) 私達の活動は原則として私達ダンスのプロが直接学校の生徒にダンスの指導をするのではなく、「学校の先生が生徒に直接ダンスの授業が出来るように指導する」のが目的なのです。
- (3) 学校の先生が体育のアスリートでなくとも、水泳の選手でなくとも、有

名なダンサーでなくとも、立派にそれらの授業をしているのと同じように考え指導を進めてください。

#### 5. 必修授業のための授業方法

- (1) 学校の必修授業は全国どの学校の授業を受けても同じ方法（教え方）であることが前提です。そのためには、必ず実技指導教材「はじめてのボールルームダンス」に従って進んでください。
- (2) 学校ごとに授業の単元が決められていますので、その進み方は異なっておりますので、単元の時間数にしたがってカリキュラムを作成してください。
- (3) 年間の単元数に制限があるため、教えられる種目の数には限りがありますので、先生あるいは生徒の希望を聞いて決めてください。なるべく基本的なものから入るのが望ましいです。
- (4) 生徒の学年によって能力は異なりますので、低学年・中学年・高学年とそれぞれの能力に見合った種目を選択するようにアドバイスしてください。

#### 6. 講師としての要請により直接学校に教えに行く時の心得

- (1) 生徒に対して、授業としてダンスを教えると言うことは、ダンス教室に入会してきた子どもに教える時との大きな違いは「生徒は必ずしも習いたい子ども達ばかりではない」と言うことです。ですからダンスを習いたくない子どもに、ダンスの楽しさを解からせて喜んで授業に参加するようにさせることが重要です。
- (2) 学校側に対して、講師として招かれた時にはその学校とよく話し合っ、その学校の授業方針に従って授業を進めることが大切です。例えば、ダンスの技術の向上を求めているのか、ダンスを通じて人間性の向上を求めているのか、ダンスを通じて心の和を求めているのか等々色々あると思われます。学校側の希望とすれ違わないような心配りをするようにして下さい。

#### IV. 具体的な取組方策について

各支局の組織づくり及び普及方法は、各都道府県によって差異があるので必ずしも画一的なものではありません。

したがって、地域の実情を勘案したうえで最も効果の上る方法をとることが必要となります。

また、取組み課題も地域により差異があると思われるので、これも地域の事

情を考慮していただき、対応していただきたいと考えております。

## 1. 支局担当責任者の役割について

担当責任者は、下記の役割を果たしていただく必要があります。

- (1) 学校学習創造支援プロジェクト担当部署を支局組織の中に位置づけ、支局内の役員及び会員等に役割・機能を知らしめること。  
特に、重要なことは、これまでは個人の先生が学校に普及するための努力をしてきたと思われませんが、その活動はあくまでも「点」としての活動であります。  
したがって、今後は今までのそれらの活動も集約して、組織として「点」から、「線」へとつなぎ、そして「面」へと拡げていくことと、県内における情報収集と発信基地が「学校学習創造支援プロジェクト担当部署」であることを明確に説明し、理解と協力を得ることが大切です。とにかく、組織として一丸となって取組んでいかなければ、公の学校教育への導入は認知されないことを支局内に周知することが重要です。
- (2) 支局の学校学習創造支援プロジェクト委員会の業務や活動を推進するために、支局に予算を確保していただくようお願いいたします。いくらボランティアといっても食事代（あご）と交通費（あし）の支給が必要です。そうでなければボランティア活動は成り立たないと思います。
- (3) 支局における学校学習創造支援の普及・振興のためのコントロールタワー（司令塔）になっていただくことが重要です。
- (4) 支局会員の中から学校学習にボールルームダンスを普及・振興させることにプロ・アマを問わず関心のあるメンバーを募ってください。メンバーを募る時に、普及率を全県的にを広げるために県内の行政区割り等なども考慮するようにお願いします。
- (5) 上記（4）のメンバーと学校学習創造支援のために、県内の実態に即した普及・啓発のための計画を立てて実行していただくようお願いいたします。
- (6) 上記（4）のメンバーの中に、普及隊（教育委員会、学校、PTA、県・市の議員等）への交渉の役割と指導隊（生徒への指導・教員への指導・県内における講習会）などにて役割分担することが大切です。ここで気をつけなければいけないことは、普及隊の活躍がなければ指導隊の出番はないということです。したがって普及隊の大切さを認識させることが必要です。
- (7) 指導隊のメンバーは「JBDF 学校学習支援プロ指導者講習会」、普及隊のメンバーは、「JBDF はじめてのボールルームダンス（社交ダンス）指導者養成講習会」に積極的に参加させ、その指導法や内容など実態を理解さ

せることをお願いします。

- (8) 支局長及び JBDF 本部との報告、連絡、相談（通称：ハウレンソウ）に心がけていただくようお願いします。

## 2. 学校へ普及するための方法について

教育委員会や学校及び教育関係者の背中を押して、その気にさせなければ普及は困難です。したがって、最初のとっかかりがこの普及隊であるので以下の内容の説明が相手の背中の一押しにつながるので普及説明資料をよく把握していただきたいと思っております。（別添普及説明資料参照）

なお、普及説明資料は必ず先方にもお渡ししていただくようお願いします。

### (1) 普及隊を可能なかぎり県内全域に配置すること

エリアの分割は各都道府県によって異なると思うが、教育事務所区分とか、行政区分とか、県独自の区割りとか、それぞれの県において効果的な区分に分けて配置することが必要です。

### (2) 学校でボールルームダンスを授業として採りあげる際の学校側の決定者は

#### ① 小学校の場合

ボールルームダンスを実施するか否かは、授業者（クラス担任）の気持ち次第です。子どもにとって良いことなら校長は応援者になります

#### ② 中学校の場合

指導者（体育科教師）がどのダンスを採り上げるか、決めて体育教師同志で話し合って年間計画を立てる。その際に、学校の実情（用具が揃っているかとか等）、生徒の実情もあわせて検討する。

#### ③ 高等学校の場合

授業で扱う種目は、体育科の科会で決定される。

※例年、繰り返して使われる教材もありますが、今年一年は、新カリキュラムに向けてどの学校も格技の取組などに変革が迫られる年なので、ボールルームダンス参入のチャンスと言える。

### (3) 普及のための交渉先は

下記は訪問先の順位を示すものではなく、地域の実情に応じて対策を立て、有るコネは全て使っていただくことが普及の鍵です。そして、訪問先が決まれば訪問前には、訪問先に必ずアポイントをとっていただくことが必要です。訪問先で結論を得られなくても、その人から次にどなたを訪問したらよいか次の交渉先を紹介してもらおうとか、或いは訪問先を引き出すことが次につながっていきます。このねばり強さを相手に訴えることにより、こちらの気持ちも伝っていきます。



- ①県教育委員会の学校体育担当
- ②市町村教育委員会の学校体育担当
- ③県の教育事務所の学校体育担当
- ④県・市町村の教員で構成している団体「学校・・・(体育)研究会」など  
名称はそれぞれ異なることがあります。
- ⑤学校の校長、教頭、教員 (OB も含む)
- ⑥学校 PTA、学校運営協議会の役員
- ⑦教育長
- ⑧地元の教育に関心のある有力者
- ⑨県議会議員・市町村議会議員  
などが考えられます。

(4) 交渉で訪問する際にどのような資料を持っていくのか

- ①普及説明資料
- ②JBDF 答申書、JBDF 概要、JBDF 役員名簿、JBDF 寄附行為
- ③ボールルームダンス (社交ダンス) 指導の手引き
- ④実技 8 種目指導書 (チャチャチャ、スローリズムダンス「ブルース」ジ  
ルバ、ワルツ、ルンバ、クイックステップ、サンバ、タンゴ)
- ⑤実技 8 種目収録 DVD (チャチャチャ、スローリズムダンス「ブルース」ジ  
ルバ、ワルツ、ルンバ、クイックステップ、サンバ、タンゴ)
- ⑥ボールルームダンス授業化研究事例集
- ⑦音楽 CD

(5) 訪問前に下記の指導要領解説を読んでおいてください

- ①小学校学習指導要領解説「体育編」(平成 20 年 8 月版) 定価 124 円  
発行所:(株) 東洋館出版社 電話 03-3253-8821
- ②中学校学習指導要領解説「保健体育編」(平成 20 年 9 月版) 定価 386 円  
発行所:(株) 東山書房 電話 075-841-9287
- ③高等学校学習指導要領解説「保健体育編・体育編」(平成 21 年 12 月版)  
定価 478 円  
発行所:(株) 東山書房 電話 075-841-9287

(6) 普及のための仕掛は下記の方法が考えられる

以下の推進に当たっては、講師派遣を行とともに、謝金・旅費については県・市町村・学校・団体などの予算に合わせる必要があります。

- ①県及び市町村教育委員会主催の教員研修会へボールルームダンスの実技講習の導入を推進する。
- ②県及び市町村教育委員会と連携 (後援とか) し、学校への出前指導 (チラシを作るなど) を推進する。

- ③県及び市町村教育委員会と連携し、放課後子どもプラン（文部科学省と厚生労働省）学校支援地域本部事業（文部科学省）に指導者登録（人材バンク）等を行いその支援を行う。
- ④教員で構成する・・・研究会等へボールルームダンスの実技講習への導入を推進する。（体育研究会とは限定しない）
- ⑤学校の授業で採り上げてもらうため、学校教員へ直接的なはたらきかけを行う。
- ⑥PTA の理解を深めて学校への導入の応援を得るため、間接的ではあるが PTA 体験講習会を行う。
- ⑦単一の小学校の教員全員に体験講習会を開催する。（小学校ではクラス担任が全教科を指導する）
- ⑧都道府県版学校キャラバン隊の実施をアピールする。

#### V. 学校がボールルームダンスを採用したいと思った時に

相談に応じて可能なかぎり支援することが重要である。ただし、謝金・旅費については、学校側の規定による必要があります。

#### VI. 先生及び児童・生徒を指導するプロの先生方に求められることは

公の教育に係わることになることから、生徒及び学校教員の指導に携わる指導者は財団が行う「JBDF 学校学習支援プロ指導者講習会」で指導法を学んでいただき、学校教育を理解していただく必要があります。

#### VII. 学校へ普及した際に児童・生徒が学校外活動として係わりを持つことができる JBDF の事業関連

学校の授業や部活動で学んだ後の児童・生徒がボールルームダンスとの関わりに何があるのかということを中心に認識しておくことが重要であり、その説明も欠かせないことでもあります。

その関連事業として、ジュニアスクールがあること、支局で開催する児童・生徒対象の大会や行事があること、最終目標として、小・中・高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップがあります。

（児童・生徒のステップ）

- （１）学校での授業→部活動又は JBDF ジュニアスクール→支局・地域が開催する大会又は行事→小・中・高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップ
  - （２）学校での授業→部活動→小・中・高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップ
- 以上